

国から西日本旅客鉄道株式会社及びＪＲ西日本不動産開発株式会社に  
適切な指導を求める意見書

国鉄の分割民営化後、事業経営に一定の目途がついた西日本旅客鉄道株式会社（ＪＲ西日本）は、平成１３年に完全民営化を果たし、自由な経済活動が出来る民間会社としてスタートを切った。完全民営化の際に、国土交通省は「新会社はその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針（国土交通省告示第１６２２号）」（以下、「指針」という）を告示し、新会社に一定の制約を設けている。

この度ＪＲ西日本の１００％子会社であるＪＲ西日本不動産開発株式会社が、ＪＲ福知山駅南口に客室数２００室を超えるホテルである「ルートイン福知山」の建設を計画している。この規模で開業すれば福知山市の客室数は３割増となり、福知山市全体の旅館・ホテルの稼働率は大幅に下がり、地域の宿泊事業者の大半が行き詰まることが予想される。したがって、今回の計画は国土交通省の「指針」Ⅱの配慮すべき事項の第３項「中小企業者への配慮に関する事項」に該当すると判断する。

そこで国土交通省は、西日本旅客鉄道株式会社及びＪＲ西日本不動産開発株式会社に対して、「指針」の配慮に関する認識を改めて求め、今後適切な指導を行われることを強く希望する。

以上、地方自治法９９条の規定により意見書を提出する。

平成３１年３月２８日

国土交通大臣 石 井 啓 一 様

福知山市議会議長 大 谷 洋 介